

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡谷シルクの普及促進に向け、岡谷シルクブランド協議会（以下「協議会」という。）で認証する岡谷シルク商品等の開発を促すため、日本国内の事業者が商品の開発を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「岡谷シルク」とは、岡谷シルクブランド認証制度の認証基準に適合することが認められる商品・サービス等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、日本国内に主たる事業所を有する法人及び個人事業主とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助金の補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率及び限度額
協議会での認証を目的とする岡谷シルク商品・サービス等を開発する事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。 (1) 原材料費 (2) 製品の附属材料費 (3) 外注加工費 (4) 委託費 (5) その他市長が特に必要と認める経費	左欄に掲げる経費の合計額の2分の1以内。ただし、一つの事業に対し、10万円を限度とする。

(認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請前に事業着手している事業及び一度認定された事業については、申請することができない。

- (1) 岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（認定基準）

第6条 補助金の認定基準は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該商品・サービス等が、協議会で認証する岡谷シルク認証商品（サービス）の基準に適合していることが認められるもの
- (2) 観光土産品等としての販売・提供が見込めること。
（認定手続）

第7条 市長は、事業認定申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて協議会の意見を聴き、当該申請が前条に規定する認定基準に該当し、認定すると決定したときは、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、当該申請が前条に規定する認定基準に該当せず、認定しないと決定したときは岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
（交付申請）

第8条 前条の通知書の交付を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付決定書（様式第5号）により通知するものとする。
（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に市長に提出して行うものとする。
（事業の中止等）

第11条 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告して、その承認を得るものとする。
2 前項の規定による報告又は承認は、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金変更（中

止・廃止) 承認申請書(様式第6号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書は、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金実績報告書(様式第7号)によるものとする。

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、前条の実績報告に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により交付対象者に通知するものとする。

(開発の成果発表)

第14条 市長は、補助事業が完了したものに対して、その成果等の発表を指示することができる。

(事後指導)

第15条 市長は、認定した事業の円滑な推進を図るため、事業計画が完了するまでの間、認定事業者に対し指導、助言を行うことができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。